

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(東京都中央区:代表取締役社長 数間 浩喜)は、スイス株式を実質的な主要投資対象とする、追加型投信「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」を2011年7月29日に設定します。

設定・運用：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
(損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2010年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
【本件に関するお問い合わせ】 営業部 03-5290-3519

当ファンドの特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「スイス株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」)または「親投資信託」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1

「スイス株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

- なお、マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニー*へ集中投資します。

*世界No.1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

原則、年4回(3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日)決算を行い、安定的な分配を目指します。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 初回決算日は2011年9月5日(月)となります。

ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- スイスを代表する資産運用会社の一つ
- 1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開(2011年4月末現在)
- 運用資産額:約740億米ドル(約6兆739億円:2011年4月末現在)
- 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

当ファンドに係るリスクについて

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、収益分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

当ファンドの概要

フ ァ ン ド 名	スイス・グローバル・リーダー・ファンド
商 品 分 類	追加型投信／海外／株式
属 性 区 分	その他資産（投資信託証券（株式（一般））／年4回／欧州／ファミリーファンド／為替ヘッジなし
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間 平成23年7月11日から平成23年7月28日まで。 継続申込期間 平成23年7月29日から平成24年9月3日まで。
購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	当初申込期間 : 1口当たり1円 継続申込期間 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
信 託 期 間	平成28年6月6日まで（設定日 平成23年7月29日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	原則3月、6月、9月、12月の各4日。（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は平成23年9月5日。
収 益 分 配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販 売 会 社	株式会社SBI証券、むさし証券株式会社、リテラ・クレア証券株式会社* ※リテラ・クレア証券株式会社は、平成23年8月1日寄り募集の取扱いを開始する予定です。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

■投資者が直接的に負担する費用	
購 入 時 手 数 料	購入価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
信 託 財 産 留 保 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
信託報酬	純資産総額に対して、年率1.764%（税抜1.68%）です。
その他の費用・手数料	監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。